

認定こども園・保育園(3号認定子ども)にかかる利用者負担額(保育料)基準額表

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額・円）	
階層		定 義		3歳未満児	
				保育標準時間	保育短時間
第1		生活保護法による被保護世帯		0	0
第2	1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
	2		上記以外の世帯	0	0
第3	1	市町村民税均等割額のみ課税世帯	ひとり親世帯等	4,700	4,600
	2		上記以外の世帯	10,700	10,500
	3	市町村民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600
	4		上記以外の世帯	14,400	14,100
第4	1	市町村民税所得割額48,600円以上73,000円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600
			上記以外の世帯	17,600	17,300
	2	市町村民税所得割額73,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600
			上記以外の世帯	24,600	24,100
		市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満		24,600	24,100
第5	1	市町村民税所得割額97,000円以上133,000円未満		33,100	32,500
	2	市町村民税所得割額133,000円以上169,000円未満		37,800	37,100
第6		市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満		42,500	41,700
第7		市町村民税所得割額301,000円以上		51,200	50,300

【注意事項】

★ 保育料の算定について

- ① 4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税額を基に保育料を算定します。このため、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。
- ② 保育料の算定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除・株式譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ③ 父母の合計所得が1,425,000円以下(母子・父子家庭の場合は559,000円以下)の場合、同居の祖父母のうち所得の高い方の税額を加算します。

★ 保育料の軽減について

- ① 当該世帯内で施設(保育所、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となり、第3子以降が無料となります。
なお、ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直径卑属に限ります。また、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。
- ③ 市町村民税所得割の課税額が77,101円未満のひとり親世帯等に該当する場合の第3階層から第4階層の一部にかかる第1子の保育料は上記基準額表のひとり親世帯等の料金、第2子以降が無料となります。
- ④ 市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯における第2子の保育料は無料となります。
- ⑤ 市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯における第3子以降の保育料も無料となります。